

Title	不適切な質問手続に関するAAERの分析
Sub Title	An analysis of SEC AAER in terms of audit inquiry procedures
Author	永見, 尊(Nagami, Takashi)
Publisher	慶應義塾大学出版会
Publication year	2023
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.66, No.2 (2023. 6) ,p.89- 100
JaLC DOI	
Abstract	本稿は、不適切な会計処理ないしは開示による重要な虚偽表示が含まれた財務諸表の公表を受けて、アメリカの証券取引委員会の調査と審判によって公認会計士（会計事務所）の財務諸表監査の過失に対して処分が下された事例を分析の対象としている。証券取引委員会の審判手続の結果はAAERにおいて公表されており、SOX法制定後のPCAOB監査基準に基づいた監査実務において質問に関する監査手続が問題視された事例に焦点を当てて、2010年から2022年までに公表されたAAERを分析した。本研究では、質問に関連してAAERから抽出された全59件の事例に対して、質問の対象者、指摘された検証の対象、質問の不備の内容および不備をもたらした原因について分析を行った。
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20230600-0089

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

不適切な質問手続に関する AAER の分析

永 見 尊

<要 約>

本稿は、不適切な会計処理ないしは開示による重要な虚偽表示が含まれた財務諸表の公表を受けて、アメリカの証券取引委員会の調査と審判によって公認会計士（会計事務所）の財務諸表監査の過失に対して処分が下された事例を分析の対象としている。証券取引委員会の審判手続の結果は AAER において公表されており、SOX 法制定後の PCAOB 監査基準に基づいた監査実務において質問に関する監査手続が問題視された事例に焦点を当てて、2010年から2022年までに公表された AAER を分析した。本研究では、質問に関連して AAER から抽出された全59件の事例に対して、質問の対象者、指摘された検証の対象、質問の不備の内容および不備をもたらした原因について分析を行った。

<キーワード>

質問, SEC, AAER, 職業的懐疑心, 監査手続の不備, 関連当事者間取引

1. 問題意識

証券市場において上場企業が公表する財務諸表には、関連する証券法に基づいて公認会計士（会計事務所）による監査が義務づけられている。財務諸表監査を受けることによって公表される財務情報のリスクは極めて低い水準に抑えられ、企業を取り巻く利害関係者は誤導をもたらされることなく、かかる財務情報に基づいた経済的意思決定を行うことが可能となる。しかしながら、時として会計基準に違反した重要な虚偽表示が含まれた財務諸表が公表されることがあり、また時として監査人はかかる虚偽表示の存在を看過して「財務諸表は会計基準に準拠して適正に表示している」旨の適正意見を表明するケースがある。これは監査の失敗であり、監査人が監査基準に準拠した監査を実施していれば基本的にはその責任は問われないが、監査基準に準拠していなかったことが認められれば、監査人は自らの監査の失敗に対して賠償責任や行政処分を負うこととなる。

アメリカの証券市場において、証券取引委員会 (Securities and Exchange Commission: SEC) は、財務諸表監査を担う公認会計士および会計事務所 (以下、監査人) に対して、証券取引委員会規則第2条第e項(1)(ii) [17 C.F.R. 201(e)(1)(ii)] の下でかかる監査業務の調査と処分を担っている。同法ではその一部において、以下のように規定されている (強調筆者)。

本委員会は、関与事案に関する告知および聴聞の機会の後、以下の事由に該当すると本委員会が認定したものに対して、本委員会に出頭し、あるいは本委員会所轄業務に従事することのできる権利を一時的に、または永久に拒否することができる。

.....

(ii) 品位または誠実性を欠いていること、あるいは、**職業専門家として非倫理的または不適切な行為に従事していたこと**

ここで記されている「職業専門家として不適切な行為に従事していたこと」には監査基準に準拠していない監査の実施が含まれている。そして監査人による財務諸表監査の過失を調査し審判手続の結果を公表する媒体が「会計監査執行通牒」(Accounting and Auditing Enforcement Releases: AAER) である。1982年以降公表されている AAER は、現時点 (2023年3月) で4383号までが SEC のホームページにリストアップされている。本稿では、この AAER を分析の対象として、そしてとくに監査手続において質問の実施が関連した事例に焦点を当てて検討していくものである。公開会社会計監視審査会 (Public Company Accounting Oversight Board: PCAOB) による大手監査事務所に対する年次検査では、監査基準に準拠していない監査業務が指摘されるが、そこで問題となった監査は財務諸表における重要な虚偽表示を看過したものではない。一方で SEC が AAER の中で問題を指摘する監査は、実際に重要な虚偽表示が財務諸表に存在し、そしてそれらが看過された監査の失敗の事例となっている。本研究は、SEC による審判手続によって明らかとなった質問に関連した監査手続の不備に関して、不適切な質問の実施はどのぐらいの割合で存在するのか、指摘された実務はどのような監査対象なのか、そして不適切あるいは不十分な質問とみなされた実務の性質および原因はどのようなものであるのかについて明らかにしていくものである。

2. データの範囲と分析の視点

上述のように SEC による監査人に対する審判手続が AAER として公表されたのは、1982年以降現時点の4383号までである。このうち、本研究では、2002年 Sarbanes-Oxley 法 (SOX 法) 制定後の PCAOB 監査基準に基づいた監査に対する SEC の審判手続の結果が公表された2010年度以降を対象とした。なぜなら、たとえばその前年度の最後に公表された2009年12月17日付けの AAER3084号 (SEC, 2009) では、Ernst & Young LLP 監査事務所に所属する公認会計士が実施した2001年度から2003年度の財務諸表監査が処分の対象となっており、2002年以前の監査実務が含まれているためである。そこで年度別の比較を可能とするために2022年末までに公表された13年

図表 1 AAER における監査手続と質問の問題が指摘された件数

(単位：件)

年 度	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	合計
AAER 総数	129	117	85	77	95	112	110	76	96	98	89	76	88	1248
監査が対象のケース	7	10	6	11	20	22	16	12	13	16	7	10	10	160
・うち監査主体が対象	1	1	1	2	13	7	6	0	3	7	0	3	0	44
・うち監査手続が対象	6	9	5	9	7	15	10	12	10	9	7	7	10	116
質問に言及した件数	4	5	2	3	3	5	7	6	6	6	4	5	3	59
質問の割合	66.7%	55.6%	40.0%	33.3%	42.9%	33.3%	70.0%	50.0%	60.0%	66.7%	57.1%	71.4%	30.0%	50.9%

度分の AAER を分析の対象とした。厳密には、2010年1月6日付けで公表された AAER3094号から2022年12月19日付けで公表された AAER4368号までの全1,248件が分析の対象となった。AAER は毎年平均で96件公表されており、最も多い年では2010年度の129件であった。この集計をまとめたものが図表1となる。

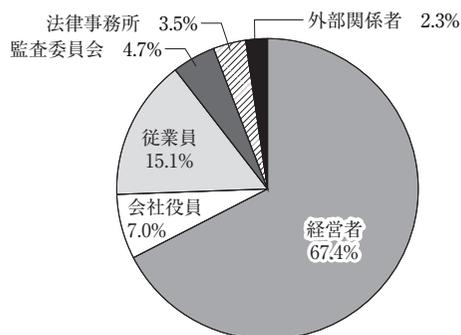
AAER には、監査人による職業専門家として非倫理的または不適切な行為の従事に対する審判手続のみならず、不適切な会計処理ないしは開示による重要な虚偽表示が含まれた財務諸表を作成した経営者に対する審判手続、および審決や訴訟に関するアナウンスが含まれている。そこで、まずはじめに監査を対象とした審判手続が行われた AAER のみを選別し、結果として全体で160件が抽出された。そして本研究では質問に関連した監査手続の問題について検討するため、そこから監査人の独立性やライセンスなど監査主体に関連した問題に対する審判手続が行われた AAER を除外した。監査主体の問題が処分対象となった AAER は全部で44件であり、そして監査手続の問題が処分対象となったのは116件となった。さらにこの監査手続の問題を対象とした116件の中から質問に関する監査手続が言及された AAER を選別し、その結果全体で59件が抽出された。監査手続を対象とした AAER のうち質問に言及したケースは全体で50.9%であり、半分以上のケースで質問の問題が関係していたこととなる。最も多い年度では2021年の71.4%（7件中5件）であり、質問の監査手続が重要な虚偽表示を看過する不適切な監査実務の要因となっていることが推察される。これらの数値の結果についても図表1で示されている。以下では、審判手続の対象となった監査手続において質問が問題視された59件の事例を対象として、実施されたあるいは実施すべき質問の対象者、問題となった監査対象、立証が不十分とみなされた質問手続の内容とその原因、そして質問と職業的懐疑心との関係について分析していくこととする。

3. 質問の不備が指摘された監査手続の対象

質問の対象者

AAER において SEC が指摘する質問に関連した監査手続の不備は、後述するように実施した質問あるいはそれに関連した監査手続が十分ではなかったこと、あるいは質問を実施すべき状況であったにもかかわらず質問を実施しなかったことであった。これらの手続上の問題において、

図表2 質問対象者の比率



いかなる質問の対象相手がAAERで言及されていたのかについて集計した。対象者は、「経営者」「会社役員」「従業員」「監査委員会」「法律事務所」「外部関係者」および「不明確」の7つに分類した。集計の結果、「経営者」は58件、「会社役員」は6件であり、この会社役員には税務担当副社長と個別に明記されたケースも2件含まれた。「従業員」は13件であり、そこではファンドマネジャーや会計マネジャーなど厳密に担当者を特定したケースも含まれた。「監査委員会」は4件、そして「法律事務所」は3件であった。「外部関係者」は、会社が契約するコンサルタントおよび売上先の顧客の計2件が該当し、これらのケースでは注意を要する状況あるいは不明な点に関して、質問を実施すべきであったにもかかわらずそれを怠ったことが指摘されていた。そして「不明確」には質問すべき相手が記されていないケース、および単に質問相手を被監査会社としているケースが該当し、合計で32件であった。ここで「不明確」を除外した6つの分類で集計された質問の対象者数の割合を円グラフで表したものが図表2となる。ここから明らかとなるように、監査手続の不備が指摘された質問の対象相手は、その大部分が67.4%を占める経営者であり、そこに会社役員を加えて経営執行部として捉えれば、その比率はおよそ4分の3を占める74.4%となっていた。そして比率としては高くはないが、監査委員会（4.7%）および法律事務所（3.5%）といった専門家や責任ある役職との討議や確認を実施しなかったこともSECは指摘している。たとえば、「CVP 会計事務所および Anderson 会計士は、……関連当事者間取引に関して監査委員会との討議の場を持たなかった」（SEC, 2015a, p. 7）、あるいは「Manowitz 会計士と Vreeland 会計士は、法律事務所に宛てた質問状の作成と記録に関する責任を有していたが、原告 A の訴訟において QFOR 社が示した法律事務所を識別せず、またかかる法律事務所宛に質問状を送付することを QFOR 社の経営者に要請しなかった」（SEC, 2019c, p. 11）として言及されている（強調筆者）。

指摘された検証の対象

続いて質問に関連した監査手続の不備が指摘された検証の対象について分類していく。SECが指摘する検証の対象は非常に詳細なものであるため、その対象は多岐にわたっており、同一の

図表 3 監査手続の不備が指摘された検証の対象

検証の対象	件数	比率
売上関連取引	19	18.4%
資産の評価と開示	31	30.1%
支出に関連した取引	11	10.7%
関連当事者間取引	26	25.2%
その他	16	15.5%
合計	103	100.0%

検証対象を集計しても問題となる対象の傾向をつかむことができないと思われた。このため、カテゴリーを大きくとり、「売上関連取引」「資産の評価と開示」そして「支出に関連した取引」に分類し、ここに個別の項目として非常に多く指摘されていた「関連当事者間取引」を1つの分類として加え、これら以外の対象を「その他」として5つの分類で集計を行った。

「売上関連取引」には、売上取引に加えて委託販売取引、出荷の取引条件、売上現金主義の会計処理、売買契約、前払金および売掛金の実在性などが含まれている。「資産の評価と開示」には、のれんや土地使用権の減損、担保価値の見積り、現預金の残高、棚卸資産の評価、埋蔵量の公正価値および投資の実在性と評価などが含まれている。「支出に関連した取引」には、役員報酬、前払経営者報酬、法律事務所への支払い、領収書および証拠金勘定などが含まれている。そして「その他」は、税務、債務、訴訟、従業員数の変動の記録、不正リスクおよび後発事象など多岐にわたっている。これら5つの分類で集計した件数と比率を表したものが図表3となる。

最も指摘が多かったカテゴリーは、資産の評価と開示であり、全体の30.1% (31件) を占めていた。その中でも、とくにSECが監査手続の不備を指摘していたのは、公正価値や減損などの見積りや評価の妥当性に関する監査要点であった。たとえば、以下の2つの事例は、それぞれ「土地使用権の減損」および「融資の評価」に関する質問実施上の不備を指摘したものである(強調筆者)。これらの事例では、経営者による見積りや評価に対して、経営者の説明を鵜呑みにし、十分な検証手続を実施しなかったことが述べられている。とくに後者の事例は、経営者の見積りのバイアスや市場のデータとの矛盾といった注意を要する状況が存在していたことも指摘されており、監査人の職業的懐疑心の欠如が厳しく問われている。

GHP 会計事務所の監査チームは、Agria 社が土地使用権の減損の可能性を評価したのかどうか、そしてどのように評価したのかについて判断するための監査手続を実施しなかった。代わりに、Filkoski 会計士と Magnuson 会計士は、会社は将来的にリースした土地の検証を実施するつもりであり、また経営者はこの土地使用権は将来的には経済的に発展するものと確信している、とする経営者の説明を単に入手しただけであった。(SEC, 2019b, p. 6)

監査チームは、主としてこの融資に対するごく最近の査定額(評価)および時価に関する

経営者の裏付けのない説明を信頼した。監査チームは、経営者の見積りにはバイアスがあり、独立の市場データと矛盾していたにもかかわらず、かかる説明を信頼した。……。監査人は、経営者の見積りを適切に調査しなかったため、経営者の見積りが合理的であったことに対する保証を提供する十分かつ適格な証拠資料を入手しておらず、公正価値と会計上の見積りの監査を規定した PCAOB 監査基準に違反した。彼らは、さらに、職業上の正当な注意またはしかるべき職業的懐疑心を持った行動をとらなかった。(SEC, 2013a, p. 13)

そして、検証の対象の集計結果に対してとくに注目すべき点は、個別の検証項目であるにもかかわらず、全体の25%以上(26件)をも占めていた「関連当事者間取引」である。関連当事者とは、関係会社、被監査会社の主たる所有者、あるいは被監査会社が取引を行うその他の関係者であり、その関係者が経営者あるいはその他の者の経営方針に影響を及ぼしうるものと説明される。関連当事者間取引は、被監査会社と関連当事者との間で行われる取引であり、独立第三者間取引とは明確に区別されている。そして関連当事者間取引は独立第三者間取引と同じ金額で評価(取引)されないリスクが存在する。たとえば、会社は、外部の仕入先よりもより有利な条件で関連会社から商品を仕入れることができるためである。重要な関連当事者間取引は開示することが要請されているため、監査の初期の段階ですべての関連当事者が識別され、そして恒久監査ファイル(auditor's permanent files)に記載されることが求められている(Arens et. al., 2017, pp. 228-229)。以下は、関連当事者間取引の開示に関する監査手続の不備を表した事例である(強調筆者)。

Lopez 会計士は、関連当事者 A に対する支払いの内容を説明した BRS 社の経営者のみを信頼し、監査調書に次のように記した。「質問を通じて、コンサルティング報酬の増加のほとんどは、BRS 社がより多くの今年の投資家向け広報活動のために関連当事者 A を活用したためであることが明らかとなった。その収益は営業費用を補うほど十分ではないため合理的に思われるし、また会社はその年度を通じて資金調達を必要としていた」。つまり、Lopez 会計士は、AU334.09で説明されている監査手続を実施せず、このため関連当事者 A に対するコンサルティング費用を十分に理解していなかった。したがって、被審理人は、関係当事者 A に対するコンサルティング費用が BRS 社の2012年度の財務諸表において適正に表示されていた、とする結論に対する基礎を得ていなかった。(SEC, 2020, p. 6)

ここで参照されている PCAOB の監査基準 AU334.09は、関連当事者に関する次のような監査手続を規定している(強調筆者)。

監査人は、関連当事者間取引を識別したら、かかる取引の目的、内容および範囲ならびにそれらが財務諸表に及ぼす影響を十分に理解するために必要な監査手続を実施しなければならない。この監査手続は、十分かつ適格な証拠資料を入手し評価するために実施され、また経営者に対する質問を超えて実施されなければならない。(PCAOB, 2014)

図表 4 関連当事者間取引における質問の対象者

対象者	件数	比率
経営者	19	59.4%
役員	2	6.3%
監査委員会	4	12.5%
従業員	3	9.4%
その他	4	12.5%
合計	32	100.0%

この事例において、監査人である Lopez 会計士は、関連当事者 A とのコンサルティングに関する取引に関して、送り状、同意書あるいは契約書の検証、さらには取締役会等の承認が得られたかどうかの判断など、十分な理解を得るために経営者に対する質問を超えた監査手続を実施しなければならなかった。にもかかわらず、この監査人は経営者の説明を鵜呑みにしてそれ以上の手続を実施せず、結果として関連当事者間取引およびその開示に関して十分かつ適格な監査証拠を入手していなかった。その他にも、関連当事者間取引の開示に関して経営者が行った過去の説明と矛盾することに気づいていたにもかかわらず、かかる経営者の説明を不適切に信頼したこと (SEC, 2019c, p. 11)、あるいは被監査会社が提供した説明と文書に対して適切な水準の懐疑心を行使せず、入手した説明に存在する矛盾を解決しなかったこと (SEC, 2014, p. 8) など、監査人が職業的懐疑心を発揮せず、また求められている追加的な監査手続を実施することなく、質問によって入手した口頭的証拠のみで監査を終わらせている状況がいくつも指摘されていた。ここで、質問に関連した監査手続の不備が指摘された関連当事者間取引の事例に限定して、質問の対象者を分類し集計した結果が図表 4 である。この分類における「その他」には会社 (2 件)、取引相手 (1 件) および明記されていないもの (1 件) が含まれている。この表から明らかとなるように、関連当事者間取引に関して相手の説明を鵜呑みにして十分に裏付けが実施されないケースで最も多い質問の相手は「経営者」であり、60% 近い比率となっている。不正や虚偽表示リスクの高い項目であるにもかかわらず、経営者と対峙した監査人が質問を超えた十分かつ適格な監査証拠を入手する業務を止めてしまう構造上の問題が存在するように思われる。次章では、質問に関連した不適切な監査手続の内容、および質問の不備をもたらした原因について分析していく。

4. 質問の不備をもたらした原因の分析

監査手続における質問の不備の内容

SEC が指摘する監査手続における質問の不備には 3 つのパターンが識別された。第一は、質問を実施するだけにとどまり、それ以上の検証を行うための追加的な監査手続を実施しなかったことによる不備である。この事例として例えば以下のケースが挙げられる。埋蔵量報告書のデータの正確性や関連性について質問だけを実施してそれ以上の監査手続を実施しなかったことが指摘さ

れている。

監査チームは、Alaska社の資産である石油とガスの埋蔵を評価するために用いられた、2010年2月の埋蔵量報告書に記載されたデータが正確であり、完全であり、また関連性を有していたかどうかを評価するための追加的な監査手続を実施せず、質問それだけでは公正価値の測定的基础となったデータを検証するための十分な方法ではなかった。(SEC, 2017, p. 12)

第二のパターンは、質問による回答を十分に評価せず、それを裏付けなかったことが問われているものである。本来であればそこで得た回答の信頼性や正確性を確かめるために、他の監査証拠や別の人物への質問の回答でその整合性を裏付けなければならない。しかしながら、経営者の回答を鵜呑みにして、その口頭的証拠のみをもって監査要点を立証してしまうケースがこのパターンであり、たとえば関連当事者間取引において「Hesselgesser 会計士は、資金調達に関する Think 社の実績と見込みに関する経営者の説明を十分に裏付けなかった」(SEC, 2016, p. 6) とする事例が挙げられる。

そして第三のパターンは、質問の実施が求められているにもかかわらず、それを実施しなかったことが指摘されているものである。たとえば、以下の事例は、借入契約条項の違反の可能性に関して、それが財務諸表に重要な影響を及ぼすものであったにもかかわらず、質問を実施しなかったことが指摘されている。

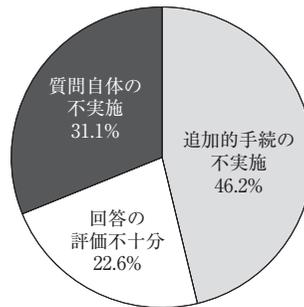
借入契約条項の違反は、もし猶予されない場合、Soyo社に壊滅的な帰結をもたらしうるものであった。しかし Quinto 会計士と監査チームのその他のメンバーは、Soyo社の信用限度額の借入条項違反について質問を実施せず、あるいは猶予を裏付けるその他の証拠を入手しなかった。(SEC, 2012, p. 4)

質問の不備の内容に関してこれら3つのパターンで分類し集計した結果を円グラフで表したものが図表5である。追加的手続の不実施が46.2% (49件)と最も多く半分弱を占めており、次いで多かったのが質問自体の不実施で31.1% (33件)、そして質問の回答の評価不十分22.6% (24件)と続くが、どの内容もある程度の件数があり、それほど大きな偏りが見られるとはいえなかった。

質問の不備をもたらした原因

追加的な監査手続を実施しなかったこと、質問の回答を裏付けることなく十分に評価しなかったこと、あるいは質問自体を実施しなかったことにおける質問の不備の指摘には明確な原因(理由)があった。その1つは質問の過程においてレッドフラッグ、つまり注意や警戒を要する状況が存在したことである。その例として挙げる以下の事例は「Grant Thornton 監査事務所は ALC 社の契約計算実務に関連した数多くのリスクとレッドフラッグに気づいていた」とする見出しの

図表 5 質問の不備の内容



下で監査手続の不備を説明している。

2010年末の監査の過程で、監査チームのマネジャーはスプレッドシートを受け取った。そこには、2009年度と2010年度の各月に ALC 社が契約の計算に含めた従業員の数が示されていた。監査チームのマネジャーは、この情報を受け取った1時間後、以下のように書かれた Eメールを部下に送った。

「2009年度は極めて異様である、彼らはどうやって1ヶ月で急に70人の従業員を抱えるようになったのか。われわれは昨年この事について議論したのか（すなわち、彼らはこれらについて以前にどう追跡調査したのか）。また、従業員は70人から、その後減少して24人に、そしてまた増加している。これは非常におかしい。これがどう正確なのかわからない。」

にもかかわらず、このマネジャーは、かかる懸念を ALC 社に質問することをせず、あるいはその懸念を監査調書に文書化しなかった。(SEC, 2015b, p. 14)

この事例は、従業員数の異様な変動が認識されるレッドフラッグを受けても、監査チームのマネジャーはそれを追及するための質問を実施しなかったものである。レッドフラッグを受けた状況で監査人が質問や追加的な監査手続を実施しないことは、正当な注意を行使せず、そしてより明示的に言えば職業的懐疑心が欠如していたことに他ならないであろう。そのことがはっきりと指摘された事例として、以下が挙げられよう（強調筆者）。

Berkower 会計士と Mullen 会計士は、State Funds 社が報告した投資業績が5.85%であり、ベンチマークの0.17%を大きく上回っていたことを承知していたにもかかわらず、このレッドフラッグを無視して正当な注意および職業的懐疑心を行使せず、その取引相手に関連当事者について開示しなかったかどうか、および Abarbanel 氏が彼らに不当な影響を及ぼしていたかどうかについて十分な質問を実施しなかった。(SEC, 2022, p. 9)

この事例は、投資業績とベンチマークとの大幅な乖離が存在することによるレッドフラッグに対して職業的懐疑心を行使しなかったことが明記されたものである。レッドフラッグの例では、この他にも前任監査人の辞任、禁止されている融資の存在、あるいは売掛金の実在性に関する検証が困難な状況など、不正リスクや虚偽表示リスクを高めるさまざまな原因が言及されていた。このようなレッドフラッグに言及された事例としては、不備が指摘された質問に関連した監査手続全109件のうち、25件（23.0%）が集計された。

質問の不備をもたらしたもう1つの原因は、入手した情報や証拠が質問による回答と矛盾していたにもかかわらず、その回答の裏付けをとるあるいは追加的な監査手続を実施するに至らなかったことである。その例として、例えば以下の事例が挙げられる（強調筆者）。

P&Z 会計事務所が入手した情報は、Keyuan 社は関連当事者間取引を行っていないとすると最初の経営者の説明と矛盾していた。PCAOB 監査基準では、関連当事者および関連当事者間取引に関する経営者の説明と P&Z 会計事務所の監査スタッフが入手したその他の監査証拠との間の矛盾を Zhao 会計士が調査することが要請されていたが、Zhao 会計士はかかる監査手続の実施を指示しなかった。Zhao 会計士は、これらの矛盾を調査しなかったため、PCAOB 監査基準に準拠しておらず、また経営者の説明に信頼を置く基礎を欠いていた。(SEC, 2013b, p. 6)

この事例は、関連当事者間取引に関して入手した情報と経営者の説明との間に矛盾があったにもかかわらず、その矛盾を調査するための追加的な監査手続が実施されなかったことが問われている。矛盾が存在していた例としては、この他にも契約書と所有権に関する経営者の説明との間の矛盾、執行役員による説明と別の執行役員による説明との間の矛盾、あるいは税率の修正に関する税務担当副社長の説明はつじつまが合っていないことなどがあった。矛盾に言及された事例を集計すると、20件であり全体の18.3%に相当した。

5. 総括と研究課題

本稿は、アメリカにおいて SOX 法制定後の PCAOB 監査基準に準拠した監査における、SEC が AAER で公表した監査の失敗の事例を分析の対象とした。2010年度から2022年度までの AAER において質問に関連した監査手続の不備が指摘された全59件の事例について、質問の対象者、指摘された検証の対象、質問の不備の内容および不備をもたらした原因の分析を行った。

監査手続の問題に言及した AAER のうち質問が関係した事例は全体で50.9%であり、質問の監査手続は、SEC が指摘する不適切な行為への従事を引き起こす重要な要因の1つとなっていることが推察された。また不備が指摘された質問手続の対象者は、その大部分が経営者であり、会社役員を加えて経営執行部として捉えれば、その比率はおよそ4分の3ほどになった。そして質問が実施された監査手続の立証の対象は、のれんの減損、売上取引、役員報酬の支払い、あるい

は税務や訴訟の問題など、個別の詳細な項目が多岐にわたっていたが、その中で個別の検証項目であるにもかかわらず突出して多く全体の25%以上を占めていたのは「関連当事者間取引」であった。この取引は、独立第三者間取引と比べて取引条件の操作や着服と行った不正リスクが非常に高い、監査上注意を要すべき対象である。にもかかわらず、監査人は経営者の言葉を信頼しそれ以上の立証活動を行わなかったことが指摘されていた。このことは、まさに監査人の職業的懐疑心の欠如に他ならず、その指摘はAAERにおける事例の随所に見られた。また、視点を変えて質問の不備をもたらした原因を分析すると、監査の過程で注意や警戒を要する状況、すなわちレッドフラッグの存在、および入手した情報と質問による回答との間に認められた矛盾の存在に対して、監査人による十分な質問や追加的な監査手続が実施されなかったことにあった。このような原因が明記された事例の件数は両者を合わせて全体の40%超（109件中45件）を占めた。ここにおいてもSECがしばしば指摘してきたことは、やはり職業的懐疑心の欠如であった。AAERにおいて質問に関連した不備が指摘された監査手続109件の中で、職業的懐疑心という言葉が用いられていた事例を集計すると23件（21.1%）にも上り、SECは監査人における職業的懐疑心の欠如に強い問題意識を有していることが理解される。

アメリカでは、2002年 Sarbanes-Oxley 法に基づいて設置された非営利法人のPCAOB（公開会社会計監視審査会）が定期的に監査事務所の監査業務を検査しており、大手6大監査事務所に対しては毎年検査が実施され、その結果が検査報告書として公表されている。この検査報告書を分析すると、6大監査事務所において監査基準に準拠していない監査業務として指摘されたさまざまな事例において職業的懐疑心の欠如が指摘されており、まさに経営者の回答に過度の信頼を置く職業的懐疑心の欠如した監査人の姿勢に対するPCAOBの警告とも捉えられた（永見（2023）を参照）。PCAOBによるこの問題意識は、監査事務所に対する審判手続を通してSECが強調してきたことに符合する。とくに、本研究で注目されたのは、関連当事者間取引という不正リスクの高い監査項目に対して、また不正な操作に関与しうる立場にある経営者と対峙して、監査人が十分な証拠を入手するところまで踏み込んだ監査ができなかった事例がいくつも挙げられたことである。AAERにおけるさまざまな監査の失敗の事例は、不十分あるいは不適切な質問の監査実務には職業的懐疑心を欠如させる構造的な欠陥が潜んでいることを帰納させているといえるであろう。

引用文献

Arens, Alvin A., Randal J. Elder, Mark S. Beasley, and Chris E. Hogan (2017), *Auditing and Assurance Services, An Integrated Approach*, 16th ed., Pearson.

PCAOB (2014), *AU Section 334, Related Parties*, PCAOB.

SEC (2009), *AAER No. 3084, In the Matter of Mark V. Sever, CPA, SEC.*

SEC (2012), *AAER No. 3403, In the Matter of Federico Quinto, Jr., CPA, SEC.*

SEC (2013a), *AAER No. 3436, In the Matter of John J. Aesoph, CPA, and Darren M. Bennett, CPA, SEC.*

SEC (2013b), *AAER No. 3500, In the Matter of Patrizio & Zhao LLC and Xinggeng (John) Zhao, CPA, SEC.*

SEC (2014), *AAER No. 3615, In the Matter of Baker Tilly Hong Kong Limited, Andrew David Ross, CPA, and Lwok*

Laiha Helena, CPA, SEC.

SEC (2015a), *AAER No. 3637, In the Matter of Child, Van Wagoner & Bradshaw, PLLC, Russell E. Anderson, CPA, and Marty Van Wagoner, CPA, SEC.*

SEC (2015b), *AAER No. 3718, In the Matter of Grant Thornton, LLP, SEC.*

SEC (2016), *AAER No. 3767, In the Matter of Robert D. Hesselgesser, CPA, SEC.*

SEC (2017), *AAER No. 3888, In the Matter of KPMG LLP and John Riordan, CPA, SEC.*

SEC (2019a), *AAER No. 4064, In the Matter of Michael Filkoski, CPA, and Scott Magnuson, CPA, SEC.*

SEC (2019b), *AAER No. 4097, In the Matter of Schulman Lobel Zand Katzen Williams & Blackman, LLP A/K/A Schulman Lobel LLP, SEC.*

SEC (2019c), *AAER No. 4098, In the Matter of Marla P. Manowitz, CPA, Thomas R. Vreeland, CPA, and Kennety J. Gralak, CPA, SEC.*

SEC (2020), *AAER No. 4116, In the Matter of LBB & Associates Ltd., LLP and Carlos Lopez, CPA, SEC.*

SEC (2022), *AAER No. 4350, In the Matter of Berkower LLC, Michael G. Mullen, CPA, and Maurice Berkower, CPA, SEC.*

永見尊 (2023) 「質問実施上の不備に関する PCAOB 検査報告書の分析」『三田商学研究』66(2), 75-87頁。